相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市笹堀一四二五番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井上　正平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

新潟県新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地日生第五ビル五階北辰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区本馬越一丁目八三一番地、最後の住所新潟県新潟市中央区本馬越一丁目一番二号　被相続人　亡　森　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

新潟県新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地日生第五ビル五階北辰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市つつじが丘南八番町二五〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　精三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

三重県四日市市三栄町四番九号コーポタルトク一階リベラ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米田　義弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目八五二番地一〇、最後の住所鳥取県鳥取市富安一丁目二〇五番地　被相続人　亡　竹内　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

鳥取市若桜町三九番地ロゴス文化会館三階

相続財産管理人　松尾　貴彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市窪二丁目二五番地、最後の住所徳島県徳島市名東町一丁目四六番地の一七　被相続人　亡　谷内　常夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

徳島県徳島市新蔵町一丁目九三番地和泉ビル三階小倉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小倉　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県木田郡三木町大字井戸四〇七九番地、最後の住所香川県さぬき市造田是弘八三五番地一　被相続人　亡　山下　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

香川県東かがわ市三本松八四八番地八

相続財産管理人　成岡　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸県郡三股町大字宮村一三三一番地、最後の住所宮崎県北諸県郡三股町大字宮村一五二九番地七　被相続人　亡　馬渡　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

宮崎県都城市栄町一九号一二番谷口ビル二階　相続財産管理人　弁護士　谷口　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市上大川内二七八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳原　常義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

鹿児島市山下町一二番五号藤崎ビル二〇三

相続財産管理人　西村　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島縣揖宿郡指宿村西方七四九番戸、最後の住所不明　被相続人　亡　中林計佐具里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

鹿児島県指宿市大牟礼一丁目二三番二一号

相続財産管理人　小村　**満**亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市山川新生町九九番地、最後の住所鹿児島県指宿市山川山下町八〇番地　被相続人　亡　今村　ナツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

鹿児島県指宿市大牟礼一丁目二三番二一号

相続財産管理人　小村　**満**亮

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十二月二十一日

一、墳墓等所在地　三重県津市一身田上津部田字の坪一六一一及び一六一一二

一、墳墓等の名称　上津部田墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　三重県津市一身田上津部田八三七　上津部田墓地管理組合　代表佐脇　彰

無縁墳墓等改葬公告

墓地の整地事業実施のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十二月二十一日

一、墳墓等所在地　愛媛県東温市田窪一八一七番地

一、墳墓等の名称　出口庵墓地（道路南側）

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県東温市田窪田窪墓地管理委員会〇九九―九五五―一九一七

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一四一八号　平成二年六月二十日

㈡　商号　旭トラベルサービス株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　旭トラベルサービス株式会社　岐阜県大垣市高屋町一丁目四番地の三　代表取締役　髙木　二美

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本店営業部　岐阜県大垣市高屋町一丁目四番地の三

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十一年十一月十日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十一年十二月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿